

## 高山市地域公共交通戦略及び高山市地域公共交通総合連携計画の見直しについて

### 1. 計画の位置づけ

- ・高山市における交通政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に策定できることが規定

### 2. 見直しの理由

- ・現行計画の計画期間が平成26年度で終了
- ・第八次総合計画をはじめとする各種計画との整合
- ・市を取り巻く公共交通の状況の変化を計画に反映
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴う見直し

### 3. 計画期間

- ・平成27年度～平成31年度（5年間）

### 4. 見直しのポイント（詳細別紙）

- ・「高山市地域公共交通戦略」と「高山市地域公共交通総合連携計画」を「高山市地域公共交通網形成計画」に一本化
- ・少量輸送体制を確立するため、タクシー、自家用有償運送を計画に位置付け
- ・地域特性に応じた公共交通のあり方の研究など、交通事業者・市民・行政が協働した取り組みを明記

### 5. 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 高山市公共交通活性化協議会への協議
- (3) 計画の公表